

大情審答申第 370 号
平成 26 年 6 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 10 月 4 日付け大都整住設第 19 号及び同日付け大都整公設第 216 号並びに平成 25 年 6 月 26 日付け大都整住設第 10 号及び同日付け大都整公設第 75 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、行った別表 1 から別表 4 の（い）欄に記載の決定（以下それぞれ「本件決定 1」から「本件決定 4」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、事業者名を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 17 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（あ）欄に記載のとおり公開請求（以下それぞれ「本件請求 1」及び「本件請求 2」という。）を行った。

また、異議申立人は、平成 25 年 4 月 4 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 3 及び別表 4 の（あ）欄に記載のとおり公開請求（以下それぞれ「本件請求 3」及び「本件請求 4」といい、本件請求 1 から本件請求 4 を総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る公文書を、それぞれ別表 1 から別表 4 の（う）欄に記載のとおり特定した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を別表 1 から別表 4 の（え）欄に記載のとおり付して、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 9 月 6 日に本件決定 1 及び本件決定 2 を不服として、また、平成 25 年 5 月 27 日に本件決定 3 及び本件決定 4 を不服として、実施機関に対して、

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件各異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 下見積書もしくは見積もり比較表の総額・号機毎単価・業者名の公開を要請する。
各号機毎の見積もり明細や価格内訳は不要である。

- 2 入札の際には業者毎の見積総額は公表されており、下見積だけを非公開とする合理的な理由などない。

下見積もりは、企業秘密とみなされる総コストそのものではなく、十分な利益が確保できるように業者が吹っ掛けたとんでもない高値であり、総コストとはもっともかけ離れたものである。このような下見積もりから総コストを推測することは不可能なので、下見積もりが「営業戦略の根幹にかかわる価格情報」などとは縁もゆかりもないことは明らかである。

また、公開請求の対象は案件総額と号機毎単価で、各号機毎の見積もり明細や価格内訳は対象外としているため、「業者固有の生産技術上の情報」などが含まれる訳もないので、業者の価格体系や価格構成が明らかになるなど、生産技術や販売戦略が推測可能になることなども勿論あり得ない。

- 3 「業者に対して『公にしない』との条件付きで下見積もりを入手したから」とか、「下見積もりの開示により今後適正な見積の徴取ができなくなる」というのが非公開の理由になっているが、いずれの理由も全く合理的な根拠もなく妥当性を欠いた誤った判断である。

民需でも官需でも受注を目指す以上、設計協力に始まり客先にあらゆるビフォアサービスを提供するのは業者にとって当たり前であつ必要不可欠な営業活動であり、下見積もり提出は最も重要な活動の1つであるので、施主に対価を要求するようなものではない。

- 4 主要な官公庁及び独法に対して同様の公開請求を行い、国交省・東京23区・警視庁・主要都市(横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・名古屋市等)など大半の官公庁及び独法から、三菱・日立・東芝・Otis・Fujitecを含む業者の下見積もりが公開されており、これと異なった判断をされるのであれば、その正当性・合理性・妥当性を万人が納得出来るように説明されるべきである。

- 5 官公庁及び独法の中には、「下見積もり金額が開示されると査定率が分かってしまうので、将来案件の入札に影響が出る」という主張をすることがあるが、実に愚かな主張である。

下見積もりの最低値に査定率を掛けて予定価格を設定するにしても、個々の案件でどの業者が下見積もりを出すのか、各業者がどの程度の利益を織り込んで出すのかは

案件毎に変動するものなので、個々に適切な査定を行っておれば査定率は変動するのが当たり前である。したがって特定案件の査定率などが分かっても何の問題もない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各決定において非公開とした情報について

本件各決定において特定した文書は、今市住宅1号館昇降機設備工事は37件の見積書及び市場単価表（見積比較表）である。本件各決定においては、市営住宅又は学校・保育所等に昇降機を設置するための工事に先立ち、当該工事の工事価格を算出するために入手した見積書（以下「本件見積書」という。）、及び作成した見積比較表（以下「本件見積比較表」といい、本件見積書及び本件見積比較表を総称して「本件各文書」という。）について、その全部を非公開とした。

実務上は、年度当初に当年度中の施工がありうる工事を分類し、種別に区分した工事の費用見積りを一括して、実施機関における昇降機設備工事の指名競争入札参加に適した事業者（以下「指名対象業者」という。）に依頼し、徴取した見積書を当該年度中の単価設定に活用している。

なお、この単価設定の際に、徴取した見積書の内容を一覧で比較対照できるよう、事務参考用に見積比較表を作成している。

2 工事価格の積算について

工事価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目をもとに算出し、工事費総額は、その工事価格に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出している。このうち、直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要となる費用であって、昇降機設備工事の場合は、昇降機かご、巻上機械類などの費用が直接工事費に当たる。

一般に、直接工事費は、使用部材ごとに、建設資材関係の定期刊行物に掲載された調査価格や業者の作成するカタログ等による公表価格、個別の業者による見積り価格を参考として単価を設定し、これに必要数量を乗じて算出し、その単価総額を合算するなどして積算しているところ、昇降機設備工事の単価は、上記の調査価格や公表価格が存在しないため、見積り価格を参考として設定している。

また、本市では、昇降機設備工事の入札に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第2号の規定による指名競争入札を行うこととしており、実施機関は、市営住宅及び学校・保育所等の昇降機設備工事に係る見積りの徴取に際しては、指名対象業者より行い、見積書の金額に基づき、市場の動向、過去の実績等を勘案して査定率を乗じ、単価を設定している。

なお、平成25年7月落札決定の昇降機設備工事からは、指名競争入札はとりやめ、事後審査型一般競争入札に移行している。

3 本件各文書について本件各決定を行った理由

上記2で述べたとおり、昇降機設備工事の工事価格の積算においては、実務上、指

名対象業者から見積りを徴取することが不可欠である。そのうえ、昇降機設備工事では、受注業者が自社で製造した昇降機を自ら建物に備え付けることになるため、実際に受注する可能性のある事業者から見積りを徴取しなければ、工事価格として適正な価格を算出したのか確認できない事情もある。

特に、昇降機設備工事については、指名対象業者が9社（平成25年3月末現在）と少なく、また、1件当たりの単価が10,000千円から30,000千円と高額であるうえ、これまでの見積り実績では、指名対象業者ごとの見積り価格にも相当の幅がある。このため、数社が見積り依頼に応じないだけで単価が著しく変動するものと見込まれ、適正な価格を設定するためにはできるだけ多くの指名対象業者から見積りを徴取する必要がある。さらに、昇降機設備についても、他の建築資材と同様に材料価格や労務費等の変動に応じて見積り価格にも変動が生じるため、少なくとも年1回程度の頻度で定期的に見積りを徴取しなければ、現状に即した適正な単価設定とならない。

また、工事価格の積算の参考とするための見積り依頼は、指名対象業者に対して、本市の事務事業の参考のために対価なく任意の協力を求めるものであり、この依頼に応じなくてもその後の入札には参加できるため、依頼を受けた指名対象業者にとって、見積書の作成は一方的な負担にほかならない。

これらのほか、これまで徴取した見積書では、指名対象業者ごとに一定の特性が見られ、各社の実情に応じた見積りとなっていると考えているが、見積り金額が公表されることにより実施機関に見積書を提出する指名対象業者が、別の指名対象業者による見積り価格も参考として従前とは全く異なる内容の見積書を提出することも考えられ、これに伴って適正な工事価格の算定に支障を来すことも懸念される。

一方で、本件見積書の主要な内容は、昇降機の型式ごとの内訳明細（単価・金額）及び総額であるが、これらの情報は、各指名対象業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な工事金額であり、営業戦略の根幹に関わる価格情報であって、その保有する生産技術上の情報をも含むものであり、指名対象業者は、本件見積書を提出したことも含めて営業上の機密事項であるという認識を持っていると聞き及んでいるところである。

このようなことから、本件見積書中の主要な情報を公開した場合、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなり、工事価格を適正に積算できず、労働者への賃金のしわ寄せや手抜き工事等を防止する観点から設定する最低制限価格の制度とも相まって、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これら情報が条例第7条第5号に該当すると判断したものである。さらに、本件各請求の趣旨は、本件各請求の公開請求書や本件各異議申立ての異議申立書でも明らかのように、工事価格の積算の基礎となった金額及び見積り徴取先の事業者名を知りたいというものであるが、これらの情報は上記の理由で非公開として取り扱っており、本件見積書上からこれら非公開情報を除くと、異議申立人にとって有意の情報が記載されていないため、条例第8条第1項ただし書に基づき、本件各文書の全部を非公開とした。本件見積比較表は、本件見積書中の上記非公開情報を抜粋し、転記して作成したものであり、本件見積書と同様の理由で非公開とした。

なお、上記のとおり、本件各文書の全部を非公開とした理由は条例第7条第5号に

よるが、本件見積書の内容である型式ごとの内訳明細（単価・金額）及び総額の部分は、各指名対象業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な工事金額であり、営業戦略の根幹に関わる価格情報であって、その保有する生産技術上の情報をも含むものであり、第三者に公開することによって、項目ごとの価格体系や価格構成が明らかになり、それぞれの生産技術や販売戦略が推測可能となるなど、指名対象業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれ、経済的不利益が生じるおそれが認められる。つまり、本件見積書の主な内容は、条例第7条第2号本文にも該当する情報であると考えられる。そのため、本件決定3及び本件決定4には、公開しない理由の根拠として条例第7条第2号を挙げている。

また、見積書の徴取に際しては、上記のとおり、できるだけ多くの指名対象業者から見積りを受けることがより望ましいため、指名対象業者の一部に対しては、その求めに応じて「いかなる第三者にも開示・漏洩しない」との条件を付して任意の提出を求めた経過がある。本件見積書は、法人の販売上の重要な情報であって、そのような事情から通例として公にされないものであり、かつ上記条件を付することが当該情報の性質や当時の状況に照らして合理的であるため、上記条件を付して徴取した見積書記載の情報は、条例第7条第3号本文に該当する情報であるとも考えられる。そのため、本件決定3及び本件決定4では、公開しない理由の根拠として条例第7条第3号も挙げている。

本件各異議申立てにおいて、公開を求められているとは考えられないが、本件見積書には、法人担当者の氏名及び印影、法人の社印が記載されており、それぞれ条例第7条第1号、第2号に該当し、いずれも非公開として取り扱うべき情報である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 予定価格について

実施機関における予定価格設定及び積算方法について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

(1) 予定価格は契約落札決定の基準として重要なものであり、予定価格そのものはもちろんその設定方法や積算基準の詳細は、絶対に外部に漏れないように慎重な取扱いが必要である。

(2) 実施機関は、9社の指名対象業者に対して見積書の提出を依頼し、提出された各見積書のうちの直接工事に係る金額を参考に直接工事費の参照価格を設定する。これに実施機関独自の査定率を乗じたものを当該工事の直接工事費とし、当該直接工事費と本市の積算基準に則って積算した共通仮設費等を合算したものを当該工事の予定価格とする。

見積り依頼を行った際に、仕様によっては当該工事を請け負えないと回答する事業者もあり、その場合は当該工事の入札参加有資格者として指名しないこととしている。

3 本件各文書について

本件各文書は、実施機関が昇降機設備工事の工事費積算のための単価設定を行うに当たり、昇降機設備については建設資材関係の定期刊行物に掲載された調査価格やカタログによる公表価格がいずれも存在しないことから、実施機関における昇降機設備工事の指名対象業者に見積りを依頼し、これに応じて提出された見積書及び実施機関が作成した各見積書の内容を一覧にまとめた見積比較表である。

本件見積書には、事業者名、見積提出日並びに階数・型別の各設備の内訳金額等、直接工事費、諸経費及び合計額等が記載されている。

また、本件見積比較表には、事業者名、直接工事費合計及び総合計のほか工事名称及び直接工事費合計の内訳等が記載されている。

なお、実施機関に確認したところ、「直接工事費」は異議申立人が公開を求める「号機毎単価」を指しているとのことである。

4 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第5号を理由に本件決定1及び本件決定2を、また条例第7条第2号、第3号及び第5号を理由に本件決定3及び本件決定4を行ったのに対し、異議申立人は、本件各決定を取り消し、本件各文書に記載されている「事業者名」（以下「本件情報1」という。）、「直接工事費」（以下「本件情報2」という。）及び「合計」（以下「本件情報3」といい、本件情報1、本件情報2及び本件情報3を総称して「本件各情報」という。）を公開すべきとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第7条第2号、第3号及び第5号該当性である。

なお、実施機関が本件各決定により非公開とした情報のうち、本件各情報以外の情報については、異議申立人が公開を求めているので、その非公開の妥当性については判断しないものとする。

5 本件情報1について

(1) 本件情報1の条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、大阪市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

イ 本件情報1の条例第7条第5号該当性について

(ア) 実施機関によると、当時、実施機関では昇降機設備工事は指名競争入札により行うこととしており、当該工事に係る見積りは、9社の指名対象業者に提出を依頼している。しかしながら、工事の仕様によっては当該工事を請け負えない等の理由により提出を辞退する場合がある。見積り依頼の時点で前記の理由により辞退した事業者は、当該工事の入札参加の指名を行わないこととしている。

なお、見積り依頼を受けた指名対象業者は、上記以外の理由により実施機関からの見積り依頼に応じなくても、その後の入札には参加できるとのことである。

(イ) 各昇降機設備工事の入札参加者は、大阪市ホームページから閲覧できる大阪市電子調達システムに、入札参加もしくは辞退にかかわらずその事業者名が公表されている。

(ロ) 以上を踏まえると、各工事の指名業者については請求日時点において既に公にされているものであって、実施機関から提出された実施機関理由説明書にも、見積りは指名対象業者から徴取している旨の記載があり、さらに事業者からの提出の有無が入札資格に影響するものでもないことから、公開したとしても事務支障が生じるとは認められない。

(2) 本件情報1の条例第7条第2号及び第3号該当性について

実施機関は、本件決定3及び本件決定4において、本件情報1について、条例第7条第2号及び第3号に基づき非公開としているため、本件決定3及び本件決定4における本件情報1の条例第7条第2号及び第3号該当性について以下検討する。

ア 本件決定3及び本件決定4における本件情報1の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、法人等の事業者の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等の事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定し

ている。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

ここで、上記(1)イを踏まえると、本件情報1を明らかにしたとしても、当該事業者の正当な権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

イ 本件決定3及び本件決定4における本件情報1の条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、合理的な条件の下で実施機関に提供した個人又は法人等の非公開取扱いに対する正当な期待と信頼を保護するため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」は、原則として、公開しないことができると規定している。

実施機関によると、指名対象業者の一部に対しては、その求めに応じて「いかなる第三者にも開示・漏洩しない」との条件を付して任意の提出を求めた経過があるとのことである。

しかしながら、条例第7条第3号の規定によると、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であっても、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることが求められるところ、上記(1)イ(ア)(イ)の事情を踏まえると、本件情報1が条例第7条第3号に該当する合理性があるとまでは認められない。

6 本件情報2及び本件情報3について

(1) 本件情報2の条例第7条第5号該当性について

ア 上記2(2)に記載のとおり、各見積書から予定価格の基礎となる金額を設定し、それに査定率を乗じるなどして予定価格を算出している。

イ 実施機関によると、当該工事の予定価格及び最低制限価格は事後公表されている、とのことである。

ウ 当審査会において、既に公表されている予定価格と実施機関が非公開としている見積金額とを照合して計算すると、予定価格の基礎となる直接工事価格の決定方法や、査定率が明らかとなることが判明した。

エ 予定価格の基準となる金額の決定方法や、査定率が明らかになると、実施機関

における今後の類似案件の予定価格が類推され、予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがあり、落札価格が高止まりになる等、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがある。

オ したがって、本件情報２は条例第７条第５号に該当すると認められる。

(2) 本件情報３の条例第７条第５号該当性について

ア 本件情報３は、本件情報２、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計である。

イ 上記２(2)のとおり、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、国土交通省が定める公共建築工事共通費積算基準による算定率があり、本市においても同基準に基づきこれらの積算に係る算定率を定めている。本件情報３を公開すると、これらの積算基準は公表されているから、本市の算定率をもって逆算することにより、本件情報２が明らかとなる。

ウ 本件情報２については上記(1)のとおりであるから、公開することによって本件情報２が明らかとなる本件情報３についても同様に条例第７条第５号に該当すると認められる。

(3) 本件情報２及び本件情報３の条例第７条第２号及び第３号該当性について

実施機関は、本件情報２及び本件情報３の条例第７条第２号及び第３号該当性を主張しているが、本件情報２及び本件情報３の公開の可否については上記(1)及び(2)のとおりであるから、本件情報２及び本件情報３の条例第７条第２号及び第３号該当性については、判断しない。

6 結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

別表1 本件決定1について

(あ)	請求する公文書の件名 又は内容	対象案件 (4) 今市住宅1号館昇降機設備工事 (平成23年7月12日入札) (5) 小宮住宅2号館昇降機設備工事 (平成23年7月14日入札) (6) 長吉出戸西住宅11号館昇降機設備工事 (平成23年7月19日入札) (7) 田川北住宅1号館昇降機設備工事 (平成23年7月21日入札) (8) 茨田大宮第1住宅1号館第2期昇降機設備工事 (平成23年7月25日入札) (9) 茨田大宮第1住宅2号館昇降機設備工事 (平成23年7月27日入札) (10) 鶴町第9住宅1号館昇降機設備工事 (平成23年7月29日入札) (11) 放出西住宅1・3号館昇降機設備工事 (平成23年8月5日入札) (13) 加島住宅10・11号館昇降機設備工事－2 (平成23年9月15日入札) (16) (仮称) 生江住宅昇降機設備工事 (平成23年10月28日入札) (18) 横堤北住宅2号館昇降機設備工事 (平成23年11月10日入札) (19) 長吉六反第1住宅3号館昇降機設備工事 (平成23年11月18日入札) (23) (仮称) 津守東住宅昇降機設備工事 (平成24年2月23日入札) (25) 高殿西第2住宅1号館昇降機設備工事 (平成24年3月12日入札) (26) 緑住宅4号館昇降機設備工事 (平成24年3月14日入札) (27) 柏里第2住宅7号館昇降機設備工事 (平成24年3月16日入札) 請求文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり書 or 見積もり比較表
(い)	決定	平成24年8月29日付け大都整住設第16号による非公開決定【本件決定1】
(う)	公文書の件名	今市住宅1号館昇降機設備工事 小宮住宅2号館昇降機設備工事 長吉出戸西住宅11号館昇降機設備工事 田川北住宅1号館昇降機設備工事 茨田大宮第1住宅1号館第2期昇降機設備工事 茨田大宮第1住宅2号館昇降機設備工事 鶴町第9住宅1号館昇降機設備工事 放出西住宅1・3号館昇降機設備工事 加島住宅10・11号館昇降機設備工事－2 (仮称) 生江住宅昇降機設備工事 横堤北住宅2号館昇降機設備工事 長吉六反第1住宅3号館昇降機設備工事 (仮称) 津守東住宅昇降機設備工事 高殿西第2住宅1号館昇降機設備工事 緑住宅4号館昇降機設備工事 柏里第2住宅7号館昇降機設備工事 以上16件の見積書及び市場単価表
(え)	公開しない理由	条例第7条第5号に該当 (説明) 見積に関する資料一式は、本市の契約事務に関する情報であり、これを公開することにより、今後適正な見積の徴取ができなくなるおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表2 本件決定2について

(あ)	請求する公文書の件名 又は内容	対象案件 (1) 鶴橋小学校増築その他昇降機設備工事 (平成23年6月30日入札) (2) 長吉第1保育所新築昇降機設備工事 (平成23年7月4日入札) (3) 大正消防署建設昇降機設備工事 (平成23年7月8日入札) (14) 東桃谷小学校第2期増築その他昇降機設備工事 (平成23年9月20日入札) (15) 城東区保健福祉センター分館昇降機設備工事 (平成23年9月27日入札) (20) 緑中学校増築昇降機設備工事 (平成23年12月6日入札) (24) 淀川中学校増築その他昇降機設備工事 (平成24年3月5日入札) 請求文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり書 or 見積もり比較表
(い)	決定	平成24年8月29日付け大都整公設第188号による非公開決定【本件決定2】
(う)	公文書の件名	鶴橋小学校増築その他昇降機設備工事 長吉第1保育所新築昇降機設備工事 大正消防署建設昇降機設備工事 東桃谷小学校第2期増築その他昇降機設備工事 城東区保健福祉センター分館・城東区老人福祉センター仮設庁舎設置昇降機設備工事 緑中学校増築昇降機設備工事 淀川中学校増築その他昇降機設備工事 以上7件の見積書及び昇降機設備見積若しくはこれに類する見積比較表
(え)	公開しない理由	条例第7条第5号に該当 (説明) 見積に関する資料一式は、本市の契約事務に関する情報であり、これを公開することにより、今後適正な見積の徴取ができなくなるおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表3 本件決定3について

(あ)	請求する公文書の件名 又は内容	対象案件 (1) 瑞光住宅3号館昇降機設備工事 (平成24年8月16日入札) (2) 長吉長原東第4住宅38号館昇降機設備工事 (平成24年8月29日入札) (3) 木川第3住宅1号館昇降機設備工事 (平成24年9月3日入札) (4) 西三国住宅1号館昇降機設備工事 (平成24年9月3日入札) (5) 長吉長原西第2住宅1号館昇降機設備工事 (平成24年9月5日入札) (6) 長吉長原東第4住宅37号館昇降機設備工事 (平成24年9月5日入札) (10) 大桐住宅2・4号館昇降機設備工事 (平成24年12月7日入札) (11) 浅香西住宅1号館昇降機設備工事 (平成25年1月30日入札) (14) 長吉出戸西住宅4-6、12-16号館昇降機設備工事 (平成25年3月21日入札) 請求文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり書 or 見積もり比較表
(い)	決定	平成25年4月16日付け大都整住設第2号による非公開決定【本件決定3】
(う)	公文書の件名	瑞光住宅3号館昇降機設備工事 長吉長原東第4住宅38号館昇降機設備工事 木川第3住宅1号館昇降機設備工事 西三国住宅1号館昇降機設備工事 長吉長原西第2住宅1号館昇降機設備工事 長吉長原東第4住宅37号館昇降機設備工事 大桐住宅2・4号館昇降機設備工事 浅香西住宅1号館昇降機設備工事 長吉出戸西住宅4・5・6・12・13・14・15・16号館昇降機設備工事 以上9件の見積書及び見積比較表
(え)	公開しない理由	条例第7条第2号に該当 (説明) 上記見積書及び見積比較表（以下「見積書等」という。）に記載された主要な情報である型式ごとの単価及び金額（以下「内訳明細」という。）は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であって、公にすることにより、これら法人の事業者としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第3号に該当 (説明) 上記見積書に記載された内訳明細は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であるところ、これら見積書の一部は、当該情報の性質や当時の状況に照らし、その提供に際して「公にしない」旨の条件を付することが合理的と認められることから、当該条件を付した実施機関の要請を受けて法人から任意に提供されたものであり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) 見積書等の主要な情報である内訳明細を公にすることにより、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなり、工事価格を適正に積算できず、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表4 本件決定4について

(あ)	請求する公文書の件名 又は内容	対象案件 (7) 友渕小学校分校昇降機設備工事 (平成24年9月13日入札) (8) (仮称) 南部特別支援学校改造その他昇降機設備工事 (平成24年9月18日入札) (9) 茨田第2保育所新築昇降機設備工事 (平成24年10月9日入札) (12) 生江保育所新築昇降機設備工事 (平成25年3月18日入札) (13) 豊里第1保育所新築昇降機設備工事 (平成25年3月18日入札) (15) 城東中学校増築その他昇降機設備工事 (平成25年3月21日入札) 請求文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり書 or 見積もり比較表
(い)	決定	平成25年4月16日付け大都整公設第5号による非公開決定【本件決定4】
(う)	公文書の件名	友渕小学校分校昇降機設備工事 (仮称) 南部特別支援学校改造その他昇降機設備工事 茨田第2保育所新築昇降機設備工事 生江保育所新築昇降機設備工事 豊里第1保育所新築昇降機設備工事 城東中学校増築その他昇降機設備工事 以上6件の見積書及び昇降機設備見積り若しくはこれに類する見積比較表
(え)	公開しない理由	条例第7条第2号に該当 (説明) 上記見積書及び昇降機設備見積り若しくはこれに類する見積比較表（以下「見積書等」という。）に記載された主要な情報である型式ごとの単価及び金額（以下「内訳明細」という。）は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であって、公にすることにより、これら法人の事業者としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第3号に該当 (説明) 上記見積書に記載された内訳明細は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であるところ、これら見積書の一部は、当該情報の性質や当時の状況に照らし、その提供に際して「公にしない」旨の条件を付することが合理的と認められたことから、当該条件を付した実施機関の要請を受けて法人から任意に提供されたものであり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) 見積書等の主要な情報である内訳明細を公にすることにより、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなり、工事価格を適正に積算できず、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

※別表1から別表4の（あ）欄については、本件各異議申立てに係る部分以外の記載は省略している。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 78 号及び第 79 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 10 月 4 日	諮問
平成 24 年 10 月 26 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 11 月 22 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 6 月 21 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 7 月 5 日	実施機関理由説明
平成 25 年 8 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 9 月 18 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 11 月 27 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 2 月 3 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 3 月 3 日	審議 (答申案)
平成 26 年 3 月 19 日	審議 (答申案)
平成 26 年 5 月 27 日	審議 (答申案)
平成 26 年 6 月 26 日	答申

平成 25 年度諮問受理第 82 号及び第 83 号

年 月 日	経 過
平成 25 年 6 月 26 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 7 月 5 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 9 月 18 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 11 月 27 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 2 月 3 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 3 月 3 日	審議 (答申案)
平成 26 年 3 月 19 日	審議 (答申案)
平成 26 年 5 月 27 日	審議 (答申案)
平成 26 年 6 月 26 日	答申